［備考　略］	［備考　同上］
［表略］	利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）
利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）	［表同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第七十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月九日

総務大臣　野田　聖子

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附則別表第1 経過的長期経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目） ［表略］ 利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）	**附則別表第1** 経過的長期経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目） ［表同上］ 利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］	［略］	経常収益	［略］	［略］
				移換金 基礎年金交付金	
				雑収入 ［略］	

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同上］	［同上］	経常収益	［同上］	［同上］
				移換金	
				雑収入 ［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　同上

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十九号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月九日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。